

# いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

いわき市立小名浜第一中学校

## 1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは「本校に在籍する生徒に対して当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。

### (2) いじめ防止等のための対策の基本理念

本校はすべての生徒および教職員・保護者が「いじめはどの学校でもどのクラスでもどの生徒にも起こり得る」という認識のもと、いじめ防止等のための対策の基本理念を以下に定めます。

- ① いじめは人権侵害・犯罪行為であり成長を著しく妨げる行為であるとの認識のもと、生徒理解を深め「いじめを絶対に許さない」学校をつくります。
- ② いじめられている生徒の立場に立って解消に向けて即対応しいじめられている生徒を守ります。
- ③ いじている生徒に対しては毅然とした対応と粘り強い指導を行います。
- ④ いじめは学校家庭地域社会等がそれぞれの役割を果たし一体となって取り組む問題であり保護者との信頼関係づくり地域や関係機関等との連携に努めます。

## 2 いじめ防止等の対策のための組織

本校はいじめ防止等の対策のための組織として校内いじめ対策委員会を設置します。定例会を年度初めと学期末に開催するとともに委員長が必要と判断した場合に開催します。また生徒指導全般にかかることや悩みや不安に関する情報を共有し方針等を定めるために週1回程度生徒指導委員会及び心の支援委員会を実施します。

委員長 校長

委員 教頭 主幹教諭 教務主任 生徒指導主事 学年主任 各学年生徒指導担当 養護教諭  
特別支援コーディネーター 各学年教育相談係 スクールカウンセラー

※なお必要に応じて外部委員として行政や医療等関係機関の専門家を招聘します。

## 3 いじめの防止のための取組

- (1) 本校生徒会「やまださく15番地運動」の支援
- (2) 人権教育道徳教育の推進
- (3) 体験活動等の充実
- (4) いじめ防止等に向けた校内研修の充実
- (5) 家庭や地域関係機関等と連携した活動の推進

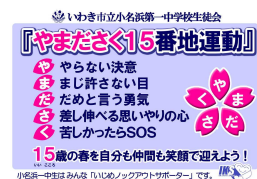
## 4 いじめの早期発見のための取組

### (1) いじめの早期発見のための措置

- ① 生活アンケートの実施 年4回（6月 9月 11月 1月）
- ② 教育相談の実施 年3回（4月：家庭訪問8月：二者・三者相談11月：三者相談）
- ③ いじめ等の相談窓口の周知（校内及び校外）
- ④ 他の学校や関係機関等との情報共有

### (2) インターネットを通じて行われるいじめへの対策

- ① 情報モラルや人権教育に関する講演会の実施
- ② 情報モラルに関する校内研修の実施
- ③ ネットパトロールの実施



小名浜第一中学校はみんなの「いじめストップアウトサポーター」です。

## 5 いじめに対する措置のための取組

- (1) 本校の教職員や保護者等は生徒や保護者等からの相談や情報提供を受けいじめの事実があると思われるときは生徒が在籍する学校へ通報その他の適切な措置をとります。
- (2) 本校は通報を受けたときや本校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは状況に応じて校内いじめ対策委員会を開催し速やかにいじめの事実の有無を確認します。
- (3) いじめがあったことが確認された場合は校内いじめ対策委員会で対応方針及び対応措置を決定しいじめをやめさせその再発を防止するためにいじめを受けた生徒・保護者への支援やいじめを行った生徒への指導又は保護者への助言を継続的に行います。なおいじめが確認された場合は速やかにいわき市教育委員会に報告し連携して対応します。
- (4) 必要な場合はいじめを行った生徒を別室で学習させる等いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるようにします。
- (5) いじめの事案に関する情報をいじめを受けた生徒の保護者やいじめを行った生徒の保護者と共有するための措置等を行います。
- (6) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署等と連携して対処し生徒の生命身体又は財産に重大な損害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署等に通報し適切に援助を求めます。

## 6 家庭地域関係機関との連携

- (1) P T A活動や学年（学級）懇談等のあらゆる機会を通して保護者との連携を図るように努めます。
- (2) 学校のホームページや学級通信・学年通信、講演会等を通していじめ防止等に関する適切な情報の提供に努めます。
- (3) 学校警察連絡協議会等を通して日頃から関係機関との連携を図るように努めます。

## 7 重大事態への対処

- (1) 本校は次に掲げる場合には重大事態に対処するとともに当該重大事態と同種の事態の再発防止のために速やかにいわき市教育委員会と連携して対応し、質問票の使用その他の適切な方法により、当該重大事態に関する事実関係を明確にするための調査を行います。
  - ① いじめにより本校に在籍する生徒の生命心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
    - ・ 生徒が自殺を企図した場合
    - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
    - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
    - ・ 精神性の疾患を発症した場合等を想定
  - ② いじめにより本校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
    - ・ 年間30日を目安
    - ・ 一定期間連続して欠席している場合等を想定
- (2) 本校は前項の規定による調査を行ったときは当該調査に関わるいじめを受けた生徒及び保護者に対し当該調査に係る重大事態に事実関係等その他の必要な情報を適切に提供します。

## 8 いじめ防止等に対する取組の評価

いじめ防止等に対する取組を適切に実施していくために自己評価とともに学校評価に本校の取組に関する評価項目を組み入れて評価改善を進めていきます。